

令和4年1月28日



担当課	こども家庭課
担当者	高岡・岡本
電話	(073)435-1219
内線	5280

～ 所得制限等により給付金を受け取れなかった方対象 ～
和歌山市独自の子育て世帯臨時特別給付金の支給について
(2月1日から申請受付開始)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている高校生までの子供を養育している世帯に対して、児童1人あたり10万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金事業を実施しています。

1月臨時市議会での予算成立に伴い、所得制限等で当該給付金を受け取ることができなかった方を対象に、2月1日から和歌山市独自の給付金の申請受付を開始します。

1 対象者

- ① 所得超過により、国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給できなかった方
(対象児童約4,100人)
- ② 離婚又は離婚協議中で、児童を養育しているにもかかわらず、国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給できなかった方(対象児童約180人)【県内初】
- ③ 和歌山市に転入し、前住所地で国または市区町村独自の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を受給できなかった方(対象児童約30人)【県内初】

2 給付額 児童1人あたり10万円

3 基準日及び要件

支給対象者は、令和4年1月31日時点で、和歌山市に住民票があり、現に対象児童を養育していること

4 申請について

【不要】対象者①の所得超過に該当する方で、児童手当の特例給付受給者(公務員は除く)

【必要】・対象者①で対象児童が高校生のみ、または公務員の方
・対象者②、③の方

※申請書は、市役所のホームページからダウンロード出来ます。

5 申請期間及び給付方法

令和4年2月1日から令和4年2月28日までに申請してください。

振込は、申請口座に行います。

※対象児童の出生が2月1日から3月31日の保護者は令和4年4月28日まで申請可能

6 給付開始日

申請不要の方	令和4年2月中旬予定
申請必要の方	令和4年2月下旬から申請に応じ順次支給予定